

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課)	11
○有害興行の指定..... (道民活動文化振興課)	11
○土地改良区連合の解散による役員の退任の届出..... (農業支援課)	11
○土地改良区連合の解散による清算人の退任の届出..... (農業支援課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	12
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定..... (農業施設管理課)	12
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	12
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路課)	12
○道路の供用の開始..... (道路課)	12
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定.....	13

告 示

北海道告示第909号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
MPN連携システム開発実証事業 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成18年10月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2
- 随意契約に係る契約金額
117,500,000円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第910号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の 種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配 給 会 社	指定の 指 定 の 理 由
映 画	やりたいOL 純ナマで激しく	オーピー映画	全 部 著しく粗暴性を助長し、 性的感情を刺激し、又は 道義心を傷つけるもの等 であって、青少年の健全 な育成を害するおそれ があると認められるため
同	jackass number two	U I P	
同	レンタルお姉さん 欲望家政婦	新日本映像	
同	未亡人アパート 巨乳のうずく夜	オーピー映画	
同	新日本映像ニュース (レンタルお姉さん 欲望家政婦)	新日本映像	

北海道告示第911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人石狩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成18. 8. 28	監 事	道 下 竹 夫	上川郡比布町北5線10号
同	同	平 井 昭 義	同 愛別町字金富449番地
同	同	藤 堂 徳 男	旭川市東鷹栖10線19号5774番地

北海道告示第912号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第2項及び同法第18条第16項の規定により、清算法人石狩川水系土地改良区連合から、次のとおり清算人の

退任の届出があった。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ
所

退任年月日	氏 名	住 所
平成18. 8.28	今 滝 英 雄	上川郡比布町北4線13号
同	佐 竹 清	同 北町3丁目4番3号
同	後 藤 政 光	同 北5線9号
同	五十嵐 満	同 北1線2号
同	永 山 喜 長	同 鷹栖町12線17号6番地
同	野 澤 諭 吉	同 愛別町字愛別822番地の1
同	立 野 隆 雄	旭川市東鷹栖1線19線1431番地の6

北海道告示第913号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（屈足地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成18年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成18年11月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体	地区名	事業の種類	縦覧場所
ながめま農業協同組合	中央南	基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ）	北海道空知支庁

同 共 和 同 同

北海道告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、中富良野町こがね地区の換地処分をした。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第916号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路 線 名	旭川層雲峡自転車道線			
3	道路の区域				
	区 間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	上川郡愛別町字中央1355番1地先から	6.00 mから	65.43m	――	
	上川郡愛別町字中央1355番1地先まで	6.00 mまで			
	上川郡愛別町字中央1355番1地先から	6.00 mから	319.52m	――	
	上川郡愛別町字中央2018番地先まで	21.00 mまで			

北海道告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 七 飯 大 野 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字飯田町92番3地先から 北斗市白川279番1地先まで	平成18.11.14
道道 清 水 大 樹 線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村東1条南8丁目8番地先から 河西郡中札内村常盤西1線245番9地先まで	同 18.11.15 午前11時

道 収 用 委 員 会 告 示						1 事件名 一般国道231号改築工事（太島内 2 号トンネル・石狩市厚田区濃昼地内）収用事件					
北海道収用委員会告示第 2 号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成18年11月14日 北海道収用委員会会長 川 村 昭 範						2 起業者の名称 国土交通大臣 3 事業の種類 一般国道231号改築工事（雄冬防災太島内工区太島内 2 号トンネル・北海道石狩市厚田区濃昼地内） 4 裁決手続開始を決定する土地					
裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在	地 番	地 目	登記簿上の地積 （㎡）	実測地積 （㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受 付 年 月 日 ・ 受 付 番 号	種 類
石狩市 厚田区濃昼	15番 1	原 野	8,078	8,075.59	2,808.05	共有持分 4 分の 1 齋 藤 功	石狩郡当別町太美スターライト1509番地18 ただし、土地の登記簿上の住所は 札幌市白石区菊水 1 条 2 丁目 2 番 1 号	青 山 敬 子 ただし、土地の登記簿上の氏名は 三 輪 敬 子	岐阜県岐阜市 6 条南 1 丁目 15 番 6 号 ただし、土地の登記簿上の住所は 岐阜市吉野町 6 丁目 5 番地	昭和51年 2 月 10 日 第907号	齋藤功持分全部移転 請求権仮登記 （持分12分の 1）
						共有持分 4 分の 1 安 達 豊 次	新潟県長岡市金房 3 丁目 2 番24号	関栄産業株式会社 清算人 岡 島 章	愛知県名古屋市区城西 5 丁目 3 番18号 ただし、土地の登記簿上の住所は 名古屋市西区手木町55番地 清算人の住所は 愛知県春日井市八幡町129の 2	昭和51年 2 月 10 日 第906号	齋藤功持分抵当権 （持分1533万9869分の 587万6154）
										昭和51年 2 月 10 日 第907号	齋藤功持分全部移転 請求権仮登記 （持分12分の 1）
	共有持分 4 分の 1 （亡）栗 田 道 彦 法定相続人（法定相続持分 4 分の 2） 栗 田 寛 子	東京都葛飾区西新小岩 5 丁目26番19－1003号 アクシルコート新小岩	ロコール株式会社 清算人一時職務 代行者 森 剛	愛知県一宮市森本 5 丁目10番12号 ただし、土地の登記簿上の住所は 岐阜市加納桜田町 1 丁目 7 番地 清算人一時職務代行者の住所は 名古屋市瑞穂区岳見町 6 丁目32番地の 1	昭和51年 2 月 10 日 第906号	齋藤功持分抵当権 （持分1533万9869分の 725万1566）					
					昭和51年 2 月 10 日 第907号	齋藤功持分全部移転 請求権仮登記 （持分12分の 1）					
						共有持分 4 分の 1 （亡）栗 田 道 彦 法定相続人（法定相続持分 4 分の 1） 栗 田 大	千葉県市川市鬼高 3 丁目15番 7－105号（市川東パークホームズ）	北海信用金庫	余市郡余市町黒川町 4 丁目 5 番地	昭和51年 7 月 7 日 第4853号	齋藤功持分根抵当権
						共有持分 4 分の 1 （亡）栗 田 道 彦 法定相続人（法定相	東京都葛飾区西新小岩 5 丁目26番19－1003号 アクシルコート新小岩	株式会社西田	愛知県名古屋市西区児玉 3 丁目 7 番18号 ただし、土地の登記簿上の住所は	昭和49年 7 月 6 日 第6673号	広瀬武持分一部移転 請求権仮登記 （持分40分の 6）

						続持分4分の1) 小 島 薫			名古屋市西区児玉町4丁目79番地	昭和49年7月6日 第6672号	広瀬武持分抵当権
	40番1	雑種地	5,051	5,051.40	1,636.90	共有持分4分の1 廣 瀬 洋 二	札幌市北区篠路6条3 丁目3番28号	株式会社酒井商店	愛知県名古屋市中村区亀島2丁目 18番19号 ただし、土地の登記簿上の住所は 名古屋市中村区亀島町3丁目19番 地	昭和49年7月6日 第6674号	広瀬武持分一部移転 請求権仮登記 (持分40分の4)
										昭和49年7月6日 第6672号	広瀬武持分抵当権
								丸和斎藤株式会社 ただし、土地の登記簿 上の商号は 丸藤斎藤株式会社 代表清算人 齋 藤 功	札幌市東区北6条東5丁目1番3 代表清算人の住所は 石狩郡当別町太美スターライト 1509番地18	昭和49年5月1日 第3998号	広瀬武持分抵当権

別添図面省略

5 裁決手続開始決定の日
平成18年11月2日

正 誤

○平成18年10月31日（第1820号）
北海道規則第150号（宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則）中に次のとおり
誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
37 左 9
誤 ㊦
正 ㊦